**工事請負契約における**

**設計変更ガイドライン**

**令和３年３月**

**忍　 野　 村**

**目次**

**１　設計変更ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・P１**

**２　設計変更の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・P１**

**３　発注者・受注者の留意事項・・・・・・・・・・・・・・P１**

**４　設計変更が「不可能」なケース・・・・・・・・・・・・P２**

**５　設計変更が「可能」なケース・・・・・・・・・・・・・P３**

(１)図面、仕様書等が一致しない場合 …………………………（約款第18条第１項第１号）P3

(２)設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 ………………………（約款第18条第１項第２号）P3

(３)設計図書の表示が明確でない場合 …………………………（約款第18条第１項第３号）P3

(４)設計図書の施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 （約款第18条第１項第４号）P3

(５)予期することの出来ない特別な状態が生じた場合 ………（約款第18条第１項第５号）P3

(６)発注者が必要と認め、設計図書の変更をする場合 ………………………（約款第19条）P4

(７)受注者の責によらない事由による工事の一時中止 ………………………（約款第20条）P4-5

(８)受注者の請求による工期の延長 ……………………………………………（約款第22条）P5

(９)発注者の請求による工期の短縮 ……………………………………………（約款第23条）P5

(10)設計図書の照査の範囲を超える場合 …………………………… （土木工事共通仕様書）P5

**6 　設計図書への条件明示について（参考）･・・・・・・P６-7**

**１ 設計変更ガイドライン策定の目的**

土木工事は、個別に設計された目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で施工するという特性を有しており、当初積算時に予見できない事態が発生し、工事の内容変更（設計変更）が避けられない場合がある。

本ガイドランは、設計変更に係る前提条件を明確にし、留意点や事例を明示することにより、発注者と受注者がともに、条件や手続きの流れなどを理解し、設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的とする。

**２ 設計変更の基本事項**

設計内容の変更は、やむを得ない事情により、設計図書と現場等に差異が生じた場合に、当該工事との一体性を損なわない範囲において行われるものであり、その結果、工期や請負代金額に変更が生じた場合は、契約変更により対応する。

また、工種の追加が必要になった場合は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難であり、一体施工の必要性から分離発注できないものに限り、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額の変更又は工期の変更を行う。

**３ 発注者・受注者の留意事項**

**（１）発注者の留意事項**

設計積算にあたって、現場の実態に即した施工条件を明示する。

適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るように努める。

**（２）受注者の留意事項**

工事着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には発注者と「協議（書面による）」して進めることが重要である。

**４ 設計変更が「不可能」なケース**

**（１）設計図書に明示のない事項を、発注者と協議せず、受注者が独自に判断して施工した場合**

**（２）発注者と協議をしているが、協議の回答のない時点で施工を実施した場合**

**（３）受注者自らの都合により、材料や施工方法等について、監督員の承諾を得て施工する場合**

【想定される事例 】

ア 設計図書で指定された材料について、受注者自らの都合により、同等以上の品質の物を用いるために監督員と協議し、承諾を得る場合など

**（４）工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合**

**（５）正式な書面によらない事項（口頭のみの指示・協議等）の場合**

* 忍野村建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第27条（臨機の措置）については、別途考慮する。

**５ 設計変更が「可能」なケース**

**（１）図面、仕様書等が一致しない場合 ……………………………（約款第18条第１項第１号）**

【想定される事例 】

ア 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない。

イ 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない。

ウ 条件明示の必要があるにも係わらず、土質、地下水位、交通誘導員等に関する明示がない。

エ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確。

オ 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの 運転条件等の明示がない。

カ 設計図書に明示された土質、地下水位、交通誘導員配置計画等が現場条件と一致しない。

キ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった。

ク 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった。

ケ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった 。

**（２）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 …………………………（約款第18条第１項第２号）**

**（３）設計図書の表示が明確でない場合 ……………………………（約款第18条第１項第３号）**

**（４）設計図書の施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 …（約款第18条第１項第４号）**

**（５）予期することの出来ない特別な状態が生じた場合 …………（約款第18条第１項第５号）**

**※約款第18条関係の手続フロー（条件変更等）**

**受 注 者**

**発 注 者**

約款第１８条第１項第１号～5号に該当する事実を発見

(約款第18条第２項)

監督員、受注者立会いの上、調査を実施

(約款第18条第１項)

監督員に通知し、確認を請求

(約款第24・25条)工期又は契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して決定

(約款第18条第４項)必要があると認められる場合、設計図書を訂正又は変更

意見

通知を受理

(約款第18条第４項第3号)

約款19条第1項第4～5号に該当し、工事目的の変更を伴わないものについては、協議する

(約款第18条第３項)

受注者の意見を聞いたうえで結果をとりまとめ、7日以内に受注者に通知

契約変更の締結

**（６）発注者が必要と認め、設計図書の変更をする場合 …………………………（約款第19条）**

【想定される事例 】

ア 施工途中において、変更を行う方が、社会的 、経済的に適当だと発注者が判断した。

　　イ（不測の事態により）地元調整や関係機関（警察、施設管理者 、電気、ガス等の事業者）との協議により、施工内容を変更する。

　　ウ（不測の事態により）関連する工事の影響により条件が変わったため、施工内容を変更する。

**※約款第19条関係の手続フロー（設計図書の変更）**

**受 注 者**

**発 注 者**

設計図書の変更の必要があると認めた場合

通知を受理

(約款第18条第１項)受注者に変更内容を通知し、発注者が設計図書の変更を行う。

(約款第24・25条)工期又は契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して決定。

契約変更の締結

**（７）受注者の責によらない事由による工事の一時中止 …………………………（約款第20条）**

【想定される事例 】

ア 設計図書に着工時期が定められ、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合

イ 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合

ウ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合

エ 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合

オ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合

カ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合

キ 工事用地の確保ができない等のため工事を施工できない場合

ク 設計図書と実際の施工条件の相違又は不備が発見され施工を続けることが困難な場合

ケ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

**※約款第20条関係の手続フロー（工事の中止）**

**受 注 者**

**発 注 者**

受注者の責めに帰すことができない事象等により、受注者が工事を施工することができない。

(通知受理)通知された工事を一時中止

(約款第20条第１項)工事の一時中止を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

(土木工事共通仕様書)基本計画書の作成

(約款第20条第3項)必要があると認めた場合、工期又は請負代金額を変更し、必要な費用を負担する。

(約款第24・25条)工期又は契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して決定。

契約変更の締結

**（８）受注者の請求による工期の延長 ………………………………………………（約款第22条）**

【想定される事例】

ア 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合

イ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合

ウ その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

**（９）発注者の請求による工期の短縮 ………………………………………………（約款第23条）**

**（10）設計図書の照査の範囲を超える場合 ………………………………（土木工事共通仕様書）**

【想定される事例】

ア 施工中に判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。

（ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。）

イ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。

ウ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

エ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。

（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。）

オ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図書と違い、再計算及び図面作成が必要となるもの。

カ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成

**6 設計図書への条件明示について（参考）**

設計図書に明示する事項等については、下記を参考とし、必要に応じて適宜、明示事項を追加する。

|  |  |
| --- | --- |
| **明示項目** | **明示事項** |
| 工程関係 | １他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期２施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法３当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期４関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲５余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期６工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間７設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数 |
| 用地関係 | １工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期２工事用地等の使用終了後における復旧内容３工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等４施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 |
| 公害関係 | １工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容２水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間３濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）４工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等 |
| 安全対策関係 | １交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間２鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間に制限がある場合は、その内容３落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容４交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容５有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容 |
| **明示項目** | **明示事項** |
| 工事用道路関係 | １一般道路を搬入路として使用する場合(1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等(2)搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容２仮道路を設置する場合(1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間(2)仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）(3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容 |
| 仮設備関係 | １仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等２仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法３仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容 |
| 建設副産物関係 | １建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件２建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容３建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件 |
| 工事支障物件関係 | １地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等２地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等 |
| 薬液注入関係 | １薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等２周辺環境への調査が必要な場合は、その内容 |
| その他 | １工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法２工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等３支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等４関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容５架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件６工事用電力等を指定する場合は、その内容７新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容８部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期９給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等 |